

令和5年第1回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第1号）
令和5年2月21日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年2月21日（火）午後2時開会

日程第1 議席の指定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

第4 1定報告第1号 専決処分事項について

第5 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について

第6 1定議案第2号 紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について

第7 1定議案第3号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

第8 1定議案第4号 令和4年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）

第9 1定議案第5号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

○議員定数 26名

○欠員 0名

○出席議員の氏名（24名）

議席番号	氏名
1番	安達克典君
2番	前田佳世君
3番	北田健治君
4番	尾崎博文君
5番	福榮浩義君
6番	松上京子君
7番	尾花功君
8番	佐井昭子君

9番	岡崎俊樹君
10番	大坂一彦君
11番	原田覚君
12番	出口晴夫君
13番	正木秀男君
14番	西尾智朗君
15番	中井照恵君
16番	大石哲雄君
17番	浦愛一郎君
18番	岡本克敏君
19番	曾根和仁君
20番	荒尾典男君
21番	水谷育生君
24番	谷久司君
25番	島野靖君
26番	長脊守君

○欠席議員（2名）

22番 久原拓美君

23番 檜原貴子君

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管理者	真砂充敏君
副管理者	小谷芳正君
副管理者	井澗誠君
副管理者	奥田誠君
副管理者	岩田勉君
副管理者	西前啓市君
副管理者	田嶋勝正君
新宮市副市長	向井雅男君
すさみ町環境保健課長	南典和君
那智勝浦町住民課長	在仲靖二君
太地町住民福祉課長	前田かなみ君
会計管理者	樫畑淳子君
事務局長	栗畑昌典君
事務局	北山裕規君
田辺市廃棄物処理課長	井澗伴好君
新宮市クリーンセンター長	平見良太君
みなべ町生活環境課長	大野弘人君
白浜町生活環境課長	榎本崇広君
上富田町住民課長	瀬田和哉君
古座川町住民生活課長	久保日出樹君
串本町住民課長	瓜田政稔君
太地町住民福祉課副主幹	梶田将樹君

○書記出席者

書記 橋本善行君

午後 1時56分 開会

○議長（北田健治君）

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は24名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の令和5年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、なお、22番久原拓美君、23番檜原貴子君から、欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。また、平素は本組合業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会におきましては、専決処分の報告1件、条例に関するもの3件、予算に関するもの2件につきましてご審議をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

○議長（北田健治君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

なお、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の定例会以降、みなべ町において、新たに選出されました議員の皆様方について、事務局よりご紹介いたします。

事務局長、栗畑昌典君。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

それでは命によりまして、私の方から新たにみなべ町議会から選出され、本組合議会議員になられました皆様方を仮議席順に、ご紹介申し上げます。まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度、自席にて自己紹介をお願いいたします。

ではまず、みなべ町議会議長の原田覚議員でございます。

○原田覚議員

みなべ町議会の原田です。

よろしく願いいたします。

○事務局長(栗畑昌典君)

みなべ町議会副議長の出口晴夫議員でございます。

○出口晴夫議員

同じく、みなべ町議会の出口晴夫です。

よろしく願いいたします。

○事務局長(栗畑昌典君)

以上のとおり、みなべ町議会から2名であります。ありがとうございました。

日程第1 議席の指定について

○議長(北田健治君)

それでは、日程に入ります。

日程第1議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。議員の氏名と議席番号を朗読いたします。事務局長、栗畑昌典君。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

それでは命によりまして、新しく選出されました2名の議員の議席を朗読いたします。

11番みなべ町原田覚君、12番みなべ町出口晴夫君、以上でございます。

○議長(北田健治君)

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長(北田健治君)

日程第2会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、12番出口晴夫君、24番谷久司君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、13番正木秀男君、25番島野靖君、以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長(北田健治君)

次に、日程第3 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北田健治君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 1定報告第1号 専決処分事項について

○議長(北田健治君)

続いて、日程第4 1定報告第1号 専決処分事項についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者(真砂充敏君)

1定報告第1号専決処分事項につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものです。

内容といたしましては、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北田健治君)

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典君。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の1頁をお願いします。

専決処分事項といたしましては、記載のとおり1件であります。

次の2頁をご覧ください。

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、昨年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例及び紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を一部改正するものであります。昨年8月の人事院勧告は、職員の勤勉手当について0.1月分引き上げるとともに、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものであります。本組合におきましても、これに準じて職員の勤勉手当を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の支給割合を年間4.4月とし、別表第1の行政職給料表における号給の一部について給料月額を引き上げるよう改正するものです。

なお、会計年度任用職員につきましては、本年度中の報酬月額及び期末手当は据え置きますが、令和5年度からは職員との均衡を考慮し、期末手当を0.1月分引き上げ、支給割合を年間2.5月分といたします。

この専決処分につきましては、本組合におきましても構成団体並びに類似の一部事務組合の改正状況を踏まえ、令和4年12月20日付けで管理者による専決処分を行ったものであります。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北田健治君)

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北田健治君)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定報告第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

よって、1定報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第6 1定議案第2号 紀南環境広域施設組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（北田健治君）

続いて、日程第5 1定議案第1号紀南環境広域施設組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、及び日程第6 1定議案第2号紀南環境広域施設組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、以上2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

ただいま上程されました2件の議案につきましてご説明申し上げます。

1定議案第1号紀南環境広域施設組合個人情

報の保護に関する法律施行条例、及び、1定議案第2号紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものであります。詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典君。

○事務局長（栗畑昌典君）

はい、議長。番外事務局、栗畑。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の7頁をお願いします。

まず、1定議案第1号紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

8頁をお願い致します。

内容と致しましては、改正後の個人情報の保護に関する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、一部事務組合を含む地方公共団体の個人情報保護制度については、各地方公共団体が定める条例ではなく、同法の適用を直接受けることとなるため、同法の施行に関し、条例に委任された事項等を定めるとともに、紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の廃止及び所要の経過措置等について定めるものであります。

続いて、議案書の10頁をお願いいたします。

1定議案第2号紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

本件につきましても、個人情報の保護に関す

る法律の一部改正に伴い、紀南環境広域施設組合議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものであります。

条例案につきましては、11 頁から 26 頁にかけて記載しております。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の執行機関については、改正後の同法が直接適用されることとなります。しかしながら組合議会については国会と同様、同法の適用対象外となります。現在、当組合議会は紀南環境広域施設組合個人情報保護条例が適用されておりますが、法改正に伴う当該条例の廃止後においても、引き続き、議会における個人情報の適切な取扱い及び手続等について必要な事項を定めるべく、新たに条例を制定するものであります。

以上でございます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、一括して質疑はありませんか。

○前田佳世議員

はい。

○議長（北田健治君）

2 番 前田佳世君。

○前田佳世議員

2 番 田辺市前田佳世です。

議案第 1 号、第 2 号の個人情報の保護に関する条例等についての質疑を行います。

主な項目は 3 点です。

まず、1 項目、現行の「紀南環境広域施設組合個人情報保護条例」第 1 条に「組合が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とありま

すが、個人の権利とはこの場合日本国憲法から導き出されているものでしょうか。

2 項目目として、「紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」における要配慮個人情報の扱いについてです。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報です。現行の個人情報第 4 条第 3 項には、実施施設はこれらの情報を取得してはならないと明記されています。それでは、この項目において 3 点お伺いします。

そもそも本議会が議員等の要配慮個人情報を、本人の同意を得ずに市町の自治体当局又は議会から収集するのでしょうか。2 つ目、要配慮個人情報を本議会が保有する必要性はあるのでしょうか。3 つ目、議会の個人情報の第 9 条の保有個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止と安全管理のための適切な措置について、「議会は、要配慮個人情報は収集しない」ということを明記するべきではないでしょうか。

3 項目目は、「紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」における仮名加工情報・匿名加工情報について、伺います。

1 点目として、1,000 人以上の個人情報に対し、仮名または匿名加工した個人情報ファイルを作成し、公表することが改定個人情報保護法では義務付けられていますが、本議会が個人情報ファイルを作成し公表するということは現実としてあるのでしょうか。2 点目として、まず、議会においてこれらは適用除外であり、本議会において 1,000 人以上の個人情報を保有することも想定しにくいです。よって、提案の第 9 条の「安全管理措置」において、「議会は仮名加工情報及び匿名加工情報を作成または保有しない。」旨を明記すべきではないでしょうか。

以上、一括してお伺いいたします。ご答弁お願い致します。

○議長(北田健治君)

2番、前田佳世君の質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

質問にお答えさせていただきます。

現行の紀南環境広域施設組合個人情報保護条例第1条における「個人の権利」とは日本国憲法から導き出されているものであるかとのこと質問でございますが、当該条例に関わらず、我が国にける法律は日本国憲法の範囲内において制定され、また、地方公共団体における条例につきましては法律の範囲内において制定されるものであると認識いたしております。

次に、要配慮個人腎報の取り扱いについてのご質問でございます。

当組合議会において議員等の要配慮個人情報を本人の同意を得ずに構成市町から収集することは原則としてございません。また、要配慮個人情報を当組合議会が保有する具体的な必要性について、現時点では想定されません。しかしながら、将来的にこうした情報の取得について必要が生じた際に適切な対応を取ることができる体制を整えておくこと、また、保有する個人情報の手続きや取扱いに関して、執行部側と整合性を図ることなどから、議会が要配慮個人情報を収集しない旨を規定することは適切ではないと考えております。

次に、「紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」における仮名加工情報・匿名加工情報に関するご質問でございます。

まず、改正後の個人情報保護法においては、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルを保有する場合、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされており、ただ今、提案させていただきます「紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」においても同様の規定を盛り込んでおります。

ただし、当組合議会の現状から考えますと、

現時点において個人情報ファイル簿の作成対象となる数量の個人情報ファイルを保有することは想定しづらいものと認識いたしております。

また、行政機関等匿名加工情報提供制度における個人情報ファイルの匿名加工等につきましても改正法の経過措置として都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体においては、当分の間、行政機関等匿名加工情報を提供する義務はないとされておりますので、当該制度を導入する予定はないことから、対象となるものは、現時点においてはございません。

しかしながら、将来的に個人情報ファイル簿の作成が必要となる事案が生じた場合や、今後の法改正等による行政機関等匿名加工情報提供制度への対応、また、執行部側との規定内容の整合性などを考慮いたしますれば、議会が仮名加工情報及び匿名加工情報を作成しない旨を規定することは適当でないと考えております。以上でございます。

○議長(北田健治君)

他に、質疑はありませんか。

○前田佳世議員

議長。

○議長(北田健治君)

2番 前田佳世君。

○前田佳世議員

今回の提案の条例の大きな焦点というのは、その目的にあると思うのです。ご答弁にあった個人の権利というのは、現行の個人というのは、日本国憲法から導き出されているという基本的人権の擁護であるわけですがけれども、原案の条例案になりますとこれが適用される範囲での個人の権利利益を守っていくということに変わってまいります。違いは明らかです。基本的人権は生まれながらにして、すべての国民に与えられた永久の権利です。

しかし、制定される条例は個人情報保護法が制定する法律の範囲でのみ個人の権利利益を保護するということになります。

法律が変わることによって権利利益の範囲の内容が変わることになります。

基本的人権の擁護と個人の権利利益の擁護には決定的に大きな違いがあるのではないのでしょうか。お答えをお願い致します。

○議長(北田健治君)

2番、前田佳世君の質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

質問にお答えさせていただきます。

個人情報等の取扱いの章にも書かれていますとおり、漏洩毀損、漏洩滅失等の安全管理のための適正な措置を講じられなければならないとされており、また、条例に匿名や仮名加工の条文があるからこそ組合議会の現状において加工情報等を作成し公表などの義務がないということが条例等にもあります。そういうことがその条例に書かれておるのでそういうことを公表しないということが明記できていると私は認識しております。

○議長(北田健治君)

ほかに、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(北田健治君)

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

○前田佳世議員

はい。

○議長(北田健治君)

討論があるようですので、この場合原案に対する反対の討論の発言を許可いたします。

2番 前田佳世君。

○前田佳世議員

2番 田辺市 前田佳世です。

1定議案第1号「紀南環境広域施設組合個人情報保護に関する法律施行条例」の制定について、同議案第2号「紀南環境広域施設組合議会の個人府報の保護に関する条例」の制定について、反対の立場で討論します。

現行の「紀南環境広域施設組合個人情報保護条例」は、個人情報個人のものであることを十分に理解され条例の目的を個人の権利利益を守ることとしていました。個人の権利利益とは、先ほど当局のご答弁でもあったとおり、日本国憲法から導き出された基本的人権の擁護を示しています。

しかし、昨年5月に可決成立し今年4月1日から施行される個人情報保護法は、国や自治体が保有する個人報の利活用を最大の目的にしつつ、個人情報を法の範囲内で、個人の権利利益を保護するものに形を変えてしまいました。

「紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」でも法の範囲内での権利保護という変容で、紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」ではその目的すら明記されず明らかな後退です。

なぜ後退なのか。

憲法第11条では、基本的人権について「侵すことができない永久の権利」規定し、これを受けて日本国憲法は基本的人権を平等権、自由権、社会権、請求権、参政権の5つの分野で叙述しています。

さらに、憲法制定以後、いくつかの新しい権利が基本的人権として確立しています。プライバシー権は、その一つであり、憲法第13条を根拠に確立です。個人情報保護条例に関わるのは主にプライバシー権です。

しかし、今回提案の二つの条例案にはこのプライバシー権を含む基本的人権を守ることを宣言せず、守るべき範囲を法の下における「個人の権利利益の保護」に狭めてしまっております。

基本的人権を守ることを法律と条例に書けない。ここに深刻な問題があります。

プライバシー権を守らない具体的な姿を紹介したいと思います。現行の個人情報保護条例は、収集した個人情報の目的外使用を禁止しています。

しかし、4月以降、法律と条例はデジタル情報の結合を推進します。

この考えに基づいて、銀行の預金口座とマイナンバーの紐づけを自動的に行う法改正がこの改正個人情報保護法です。

このように個人の権利利益の保護は、法律が改正されるたびに変化します。今後も法改正によって、個人の権利利益がどんどん狭くなる恐れがあります。

狭くなるにしたがって基本的仁権の擁護からどんどん離れていってしまいます。

ここに日本の個人情報保護の最大の問題があります。

ただし、議会が取り扱う個人情報は少ないです。ここに改善の余地があります。全国市議会議長会が作成した個人情報保護条例案の説明では、議会が仮名加工情報や匿名加工報を策定することは想定しがたいと明言しております。

また要配慮個人情報の性格からいえば、議会が要配慮個人情報を収集する必要はありません。

そのことは、当局も先程のご答弁にありましたとおりです。

そうであるならば、条例の中に要配慮個人情報と仮名加工情報、匿名加工情報を議会は作成または保有しないことを宣言すべきだと考えます。そのことによって、議会は仮名加工情報も匿名加工情報も保有しないという態度を貫けます。

これらの点を条例に明記すれば、議会は、第1条の目的に基本的人権の擁護を宣言すること

ができます。

ただし、私のこの案は賛同者が3人でなければ本会議において議会の条例に修正案を出すことはできません。したがって、今こうして反対討論を行っております。

現行の法体系を守りつつ、基本的人権を擁護する議会の個人情報保護条例を作ることは可能です。地方分権の名のもと、議会の仕事として政策立案が求められています。この時代の要請に応え条例に修正を加えることに議会の使命があることを強調して反対討論といたします。

○議長(北田健治君)

原案に対する賛成の討論の発言を許可します。賛成討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(北田健治君)

それでは、これをもって討論はなしと認め、討論を終結致します。

それでは、ただいま議題となっております2件について、順次採決にはいります。

1定議案第1号紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、お諮りいたします。

本件は異議がありますので挙手により採決致します。

1定議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(北田健治君)

挙手多数であり よって、1定議案第1号は、可決いたしました。

続いて、1定議案第2号紀南環境広域施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、お諮りいたします。

本件は異議がありますので挙手により採決致します。

1定議案第2号は、原案のとおり可決するこ

とに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(北田健治君)

挙手多数であります。

よって、1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

日程第 7 1 定議案第 3 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(北田健治君)

続いて、日程第 7 1 定議案第 3 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者真砂充敏君。

○管理者(真砂充敏君)

1 定議案第 3 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北田健治君)

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典君。

○事務局長(栗畑昌典君)

はい、議長。番外事務局、栗畑。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の 27 頁をお願い致します。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本件につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い職員の定年を引き上げるとともに管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものであります。

条例案につきましては、28 頁から 45 頁にかけて記載しております。

地方公務員法等の一部改正に伴い、当組合において関係する 6 つの条例を改正するものであります。

まず、紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律による国家公務員における定年制度等の変更を踏まえ、本組合におきましても、これに従って同様の改正を行うものであります。

内容と致しましては、職員の定年を 60 歳から 65 歳とすること、管理監督職の上限年齢を 60 歳とし、上限年齢到達による降任等を行うこと、定年前再任用短時間勤務制度を設けること、経過措置として、定年の年齢の引き上げの適用については 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げること等について規定するものであります。

この他、紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例につきましても、所要の規定の整備を行うものであります。

以上でございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北田健治君)

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 3 号は、原案のとおり可決すること
に異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 3 号は、可決いたしました。

日程第 8 1 定議案第 4 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（北田健治君）

続いて、日程第 8 1 定議案第 4 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 4 号 令和 4 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算(第 1 号)につきまして
地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により
議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算から歳入歳出

それぞれ 2,079 万 8 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 8,504 万 5 千円とするものです。

また、翌年度に繰り越して使用する必要が生じた地域振興事業費負担金に係る繰越明許費であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いただきますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 柴畑昌典君。

○事務局長（柴畑昌典君）

議長。番外事務局、柴畑。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書 46 頁でございます。

令和 4 年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,079 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,504 万 5 千円とするもので、内容につきましては、47 頁の「第 1 表歳入歳出予算補正」をご参照いただくとともに、後ほど、歳出の 51 頁でご説明させていただきます。

第 2 条地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」によるということで、これは、稲成地区への地域振興事業に係る道路整備事業において、年度内での完了が困難となった一部の事業について、負担金を繰り越すものでございます。

繰越額につきましては、48 頁に記載のとおり 300 万円であります。

それでは 51 頁をお願い致します。

衛生費の補正内容についてご説明いたします。

需用費につきましては、浸出水処理施設の稼働状況を勘案し、光熱水費及び薬剤費の不用見

込額を減額するものであります。

負担金補助及び交付金につきましては、地域振興事業に係る充当財源の見直し及び道路整備事業の分割施行による実施年度の変更等により、本年度分の負担金について不用額が生じるため、これを減額するものであります。

積立金につきましては、今回の減額補正に伴う、廃棄物処理施設使用料の歳出予算への充当額の減少及び廃棄物処理施設使用料の見込額の精査により、廃棄物最終処分場運営適正化基金の積立額を増額するものであります。

以上、今回の補正に伴う財源といたしましては、分担金及び負担金、県支出金を減額するとともに、使用料及び手数料を増額しております。

以上で、1定議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第4号は、可決いたしました。

た。

日程第9 1定議案第5号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○議長（北田健治君）

続いて、日程第9 1定議案第5号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計予算を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第5号 令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ1億4,992万4千円と定め、加えて債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 栗畑昌典君。

○事務局長（栗畑昌典君）

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書の52頁をお願い致します。

1定議案第5号令和5年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,992万4千円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区

分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

ということで、歳入歳出予算の内容につきましては、次の53頁の第1表において款項ごとに記載致しております。また、第2条の「第2表債務負担行為」の内容につきましては54頁及び最終頁に記載させていただいております。

まず、本年度の予算の概要といたしましては、令和4年度と同様に、通常の人件費や事務所経費と併せて、紀南広域廃棄物最終処分場の運営、管理に要する費用が中心となっております。また、平成30年度から取り組んでおります地域振興事業費に係る負担金の予算についても計上しております。

それでは、55頁及び56頁をお願い致します。歳入歳出予算事項別明細書の総括に記すとおり、本年度の予算額は、前年度の予算額と比較しますと全体で5,591万9千円減となっております。

それでは、詳細に入らせていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。

57頁をお願い致します。

分担金及び負担金でございますが、本組合負担金条例に基づく構成10市町からの負担金で、総務費負担金として3,399万7千円、衛生費負担金として1億301万1千円を計上しております。

続いて、58頁をお願い致します。

使用料及び手数料は1,090万5千円で、紀南広域廃棄物最終処分場における産業廃棄物の処分に関する使用料であります。

続いて、県支出金は196万5千円で、和歌山県からの廃棄物処理施設整備等事業費補助金であります。

次に、財産収入は4万4千円で、次の59頁にまたがっておりますが、これは、「廃棄物最終処分場運営適正化基金」の積立金による利息分の収入であります。

続いて、繰越金は1千円で、科目存置として

計上しているものであります。

次に、諸収入は1千円で、会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分を受け入れるものであります。

それでは、次に歳出についてご説明いたします。

60頁をお願い致します。

60頁の議会費51万円につきましては、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費を計上しております。

続いて、60頁から62頁にかけての総務費3,421万7千円につきましては、人件費や事務費などの組合の運営経費を計上しております。主なものと致しましては、組合執行機関である正副管理者などへの報酬、組合職員の人件費である給料、職員手当等及び共済費、事務の執行や事務所の維持管理に要する需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などであります。

次に62頁から63頁にかけての衛生費、1億1,419万7千円は、紀南広域廃棄物最終処分場の運営、管理に要する経費を計上しております。主なものと致しましては、浸出水処理施設等の稼働に要する光熱水費や水処理に必要な薬剤費などに係る需用費、所定の水質検査などに係る役務費、埋立地及び浸出水処理施設の運転管理などの業務に係る委託料、埋立地での作業に必要な建設機械の借りに係る使用料及び賃借料などであります。また、先ほど申し上げた地域振興事業費負担金についても、衛生費において計上しております。

さらに、積立金につきましては、廃棄物処理施設使用料のうち産業廃棄物の処理に要する費用に充当後の余剰分を廃棄物最終処分場運営適正化基金として積み立てるものであります。

続いて、63頁から64頁にかけての予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上しております。

65頁から69頁にかけては給与費明細書であります。説明は割愛させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

最後に、70 頁では債務負担行為として翌年度以降にわたるものについて、当該年度以降の支出予定額とその財源内訳を掲載しております。これは「第2表債務負担行為」にも記載しておりますが、紀南広域廃棄物最終処分場運転管理業務委託に係るものであります。

以上で、令和5年度紀南環境広域施設組合一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田健治君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。
1 定議案第5号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

異議なしと認めます。
よって、1 定議案第5号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（北田健治君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。
他に、発言その他ありませんか。

○前田佳世議員

はい。議長。

○議長（北田健治君）

2 番 前田佳世君。

○前田佳世議員

先ほどの条例に関する討論での発言に一部訂正させていただきたいと思います。

改正された個人情報保護法の可決成立年を昨年5月というふうに申し上げましたが、一昨年に訂正させていただきたいと思います。

○議長（北田健治君）

他に発言、その他はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（北田健治君）

それでは、これをもって、令和5年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。
皆様、どうもご苦労さまでした。

午後 3時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月25日

紀南環境広域施設組合

議長 北田 健治

議員 出口 晴夫

議員 谷 久司